

加古川市教育委員会告示第 1 号

加古川市文化財の保護に関する条例（昭和 37 年条例第 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 9 日に次の文化財を加古川市指定有形文化財に指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 15 日

加古川市教育委員会

記

種別	名称	数量	所有・管理者等	所在地
考古資料	ちごがいわせつかんふた 稚児窟石棺蓋	1 基	池尻町内会	平荘町池尻 698 番地の 9